

## 第 21 期第 9 回神奈川県内水面漁場管理委員会議事録

日 時 令和 3 年 10 月 27 日（水） 午後 1 時 55 分から午後 3 時 15 分

場 所 波止場会館 3 階「中会議室」

### 議 題

#### 1 諮問事項

(1) 内共第 1 号、2 号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について (資料 1)

(2) 内共第 5 号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について (資料 2)

#### 2 協議事項

(1) 全国内水面漁場管理委員会連合会令和 4 年度中央省庁提案項目案等について  
(資料 3、資料 4)

(2) 令和 3 年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会におけるブロック  
内照会・協議希望議題について (資料 5)

#### 3 報告事項

(1) 全国内水面漁場管理委員会連合会令和 3 年度提案行動結果について (資料 6)

(2) 道志川及び津久井湖における投網禁止に係る委員会指示の公報登載について  
(資料 7)

(3) 令和 3 年度目標増殖量等の公報登載について ( 〃 )

#### 4 その他

(1) 令和 3 年 12 月及び令和 4 年 1 月委員会開催日程について

(2) その他

### 出席者

- ・ 委 員 漁業者委員 篠本 幸彦、萩原 季、平田 英二、本多 菊男、細川 孝  
遊漁者委員 長塚 徳男、東 知憲  
学識経験委員 安藤 隆、井貫 晴介、津谷 信一郎
- ・ 事務局 滝口事務局長、角田事務局長代理、高安主査、上原主事
- ・ 県水産課 小川 G L、中川技師

## 議 事

滝口事務局長

それでは、これより委員会を開催いたします。

本日は委員 10 名中、全員の御出席をいただいております。漁業法第 145 条第 1 項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告いたします。それでは議長よろしく願いいたします。

議長

ただいまから第 9 回の委員会を開催いたします。

(井貫会長)

本日の議題は、諮問事項が 2 件、協議事項が 2 件、報告事項が 3 件、その他となっております。

ではまず、本日の議事録署名人を指名させていただきます。細川委員と東委員、よろしく願いいたします。

両委員

(了 承)

議長

それでは議事に入ります。

まず、諮問事項(1)の「内共第 1 号、第 2 号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について」を議題といたします。

本諮問事項の資料につきましては、本日、机上に資料 1 として配付されておりますので、御確認をお願いします。

それでは、水産課から説明をお願いします。

水) 中川技師

【資料 1 により説明】

議長

細部について水産課から説明がありましたが、この件につきまして御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

津谷委員

ヤマメ、イワナ、ニジマスについて、キャッチアンドリリース区間を他の漁協で設けているものがあるのかということをもっと聞きたいのですけど。

水) 中川技師

県内の漁協につきましては、早川河川漁業協同組合さんで今年の 6 月から遊漁規則を変えて、キャッチアンドリリース区間を設定しております。

津谷委員

早川だけですか。

水) 中川技師

県内では、早川だけです。

津谷委員

魚種も同じですか。

水) 中川技師

魚種につきましては、早川ではヤマメ、ニジマス、ウグイ、オイカワ、コイの 5 魚種が対象になっております。

津谷委員

それを前提にして、今回は新たに相模川漁連でキャッチアンドリリースの区間を設けなければならないという特別な理由が何かあるんでしょうか。

- 水) 中川技師      今回、規則変更の趣旨としては、まず一つにアユが6月1日から解禁になりまして、その前の遡上期に当たる時期になるんですけども、その間にカワウによる食害の被害が非常に発生していることを相模川漁連は問題視しておりまして、その遡上期にカワウが漁場に立ち入らないように溪流魚の遊漁を活性化させること、遊漁者を増やすことによって、カワウの被害を軽減させたいというところが大きな目的の一つかと考えております。
- 津谷委員      それとキャッチアンドリリース区間を設けることがどういうふうに関係してくるんですか。
- 水) 中川技師      現在、相模川漁連の方で溪流魚の遊漁者をどんどん誘致している中で、遊漁者からの要望としてもキャッチアンドリリース区間を設置して欲しいというような要望がありまして、また、漁期の終盤になってきますと、だんだん魚も減ってきたりとかで、遊漁者が減ってくるというような傾向も多分あるかと思imasので、できるだけ長い期間、遊漁者に漁場に入っていただくような考えからも今回このキャッチアンドリリースを区間設定しているところです。
- 津谷委員      そのカワウの関係で遊漁者にたくさん入ってもらうために、キャッチアンドリリース区間を作ると。キャッチアンドリリース区間作った方が遊漁者がたくさん入るんですか。そこがちょっとよく分からないのですが。
- 水) 小川GL      要は限られた資源を放流して、それをいかに長い期間使うかというのが漁場利用の考え方になります。早川でも同じように1回釣ったものを放流することによって、常に漁場にマス類がいるということだと、釣り人が来やすいだろうと。早川もこのキャッチアンドリリース区間作りまして結構、釣り雑誌等メディアでも取り上げられており、評判がかなり良いようなんですね。
- ちょっと他県の事例、何県という具体的には手元にはないんですが、キャッチアンドリリース自体は他の県でもかなり行われておりまして、特に今回のようなヤマメ、イワナ、ニジマスのようなマス類、溪流魚については、こういうキャッチアンドリリースをすることで、漁場を長く楽しむという釣り人が増えてきているというのは事実です。持って帰るだけではなく、特に餌釣りではなく疑似餌を使う方が多分多いと思うんですけど、そういう方が釣って魚と勝負したら、それをまた放流し、川に返してあげて、長く楽しむという方がいらっしゃるようです。
- その方たちが常に漁場に入れば、カワウというのは人を恐れて来ません。要はアユについては6月1日解禁ですから、それまでの間は漁場にア

ユ釣りの人はいないんですね。その代わりマス釣りの人を入れて、その期間はカワウに來られないようにしようということから、この区域を定めて有効利用していこうということから、決めたということをして伺っているところですよ。以上です。

議長

よろしいですか。

津谷委員

むしろ、資源保護ということなんですよ。漁業資源の保護。

水) 小川GL

保護というよりも有効利用ということですよ。同じ魚を1回釣り上げて終わりではなく、放流することで、生きていますので、何回も釣ってもらって、同じ資源を長く楽しむということが根底にあると思われま

津谷委員

放流量を増やすんじゃなくて、むしろその1匹の放流した魚を何度も。

水) 小川GL

そういうことになります。丁寧に扱っていただければ、そんなにすぐ死んでしまうということもありません。針を飲んでしまったりすると別かもしれませんけども。

放流したのも当然またしばらくすれば、釣る対象になるわけですから、その分だけその漁場に濃い資源があるということになると思われま

篠本委員

酒匂川にもキャッチアンドリリース区間がありまして、ここは台風の影響で、もう大分長い間休止しています。というのも砂が多量に入って溪相が非常に荒れて、キャッチアンドリリース漁場として不相当と判断された。先ほど言われた魚の量ですけど、そのエリアは濃密放流といいまして、キャッチアンドリリース区間独自の遊漁料金を設定しています。そういうことをして、楽しんでいただいているというエリアです。いつから再開等の予想はつきませんが、再開は組合としては望んでいるが、現状では流水量の激減や、溪相の荒廃化で、非常に悩ましいところです。まだ、もうやめましたということは決定していませんが、一応許可はいただいています。いわゆる管理釣り場的な扱いです。一応酒匂川漁協にもキャッチアンドリリースエリアはあります。

議長

他に何かございますか。

安藤委員

キャッチアンドリリースっていうイメージ的にはルアーフライなんですけども、ここについては餌釣りの方も含めてということでしょうか。

水) 中川技師

特に漁具漁法に関する縛りというか、どの漁法に関してもキャッチアンドリリースするという規則になっております。

安藤委員

特に事前の調査とかはやってないんですかね。というのは、ルアーフライの方はキャッチアンドリリースが当たり前みたいな感じでやってるんで

しょうけども、餌釣りの方は多くがそれを持って帰って食べることも楽しみにしていると思うんですけど、その辺の方からの反対の声とかそういうのはないんですかね。

水) 小川GL

今回、特段、具体的にアンケート等をとってはいないんですが、例えば、相模川でもアユ釣りですと、例えば、友釣り区だとか、コロガシ釣り区だというふうにあって、今の友釣り区ではコロガシができないので、そういう規則に変えるときには当然一部反対される方はいるとは思いますが。今回の区域も従来ここで餌釣りをやってきたんだよと言う人は確かに出てくるとは思いますけども、漁場全体をキャッチアンドリリースにすることなく、一部区域ということになっておりますので、要は遊漁の不当な制限の中には遊漁者だけではなく、漁業者にも制限しなさいよというようなもののほかに、従来、使用することができた漁具漁法を実態としてできなくなるようにすることは遊漁の不当な制限であるという言い方がございます。今回の件については、一部の区域をこういう形で有効活用するというものですから、確かにそこで釣られる方については我慢していただく必要が若干あると思いますけれども、他の漁場では引き続き餌釣りでキャッチアンドリリースではなく釣ることが出来ますので、組合に対して、その辺りもきちっと説明、周知をするようにということで指導はさせていただきたいと思います。以上です。

安藤委員

もう1点なんですけど、期間についてなんですけど、カワウを追ひ払うということを中心に重視してるということなんですけど。それだと3月1日から5月末までとする方が合理的だと思うんですけど、それがなんで4月30日までで5月が1か月空いているのかがちょっと不思議なんですけど。

水) 中川技師

それにつきましては、アユが遡上する前にですね、放流したマス類は遊漁者によって釣られると。釣られることによって、マスによって稚アユが食べられない。マスからの被害が減るのだらうという考えがあるということです。

ただし例年ですと、5月頃になると、放流したマス類が釣られてしまったりですとか、他の漁場に移って釣られてしまったりとかという時期ですので、例えば今回このキャッチアンドリリース区間を設定したとしても、区間外で釣られることによって、少しずつ数が減っていくのかなというふうには考えております。

議長

私からいいですか。別途、連合会が定めて公表するという区域も期間もやってますけども、これは、毎年変わり得るというのか、それとも段々と

広くしていこうとするのか、何か意味があるのですか。

水) 小川GL

これは従来から相模川漁連の遊漁規則で他の条文についても組合が定めて公示する場所などという言い方で運用してございます。毎回ガチガチで決めて、必要がある度に遊漁規則改正するのでは大変なので、最大限定めておいて、ホームページ等で実際のところは公表して縛っていくという運用が以前からも行われておりましたので、今回のキャッチアンドリリース区間についてもこういう形での運用をしたいということで申請がされてるものです。

議長

分かりました。

それからもう1点、3ページの中津川ということで、本流と支流をひっくめて表現しているように思えるんですけど、2か所ほど支流の赤色がついていませんが、何か意味があるのですか。

水) 小川GL

実際ちょっと赤が抜けてるかもしれませんが、まず漁業権の区域の相模川の表現は平塚にあります起点ABから上流へ向かった相模川の本流及び支流。ただし、例えば、宮ヶ瀬だとか、そういうところは除くという形の表記になってます。なので相模川の本流及び支流には全て漁業権が及んでおりますので、今回の図からは抜けているかもしれませんが、少なくともこの区域で出てる支流については全て対象になってるということになります。文字が正しくて、図が若干不足してるというふうにお考えいただければと思います。

議長

了解しました。

他に何か御意見、御質問がありますか。

東委員

ヤマメ、イワナを釣る釣り人としてキャッチアンドリリース区間の設定は歓迎したいと思いますが、道志川に関して、かなり前なんですけど、キャッチアンドリリース区間が設定されたことがあるような記憶もちょっとあるんです。それが1回無しになって、これがまた出てきているその経緯をもしおわかりだったら、お知らせいただきたい。結構前かなと思うんですけど。

水) 小川GL

私が以前、内水面を担当したのは平成6年位ですが、それ以降、キャッチアンドリリース区間を作った記憶というのはありません。恐らく例えば、お願い事だとか、運用でやられたのかもしれませんが、遊漁規則に明確な文章として入ったというのは相模川の場合は今回初めてになるというふうを考えられます。

議長

他に何かございますか。

安藤委員	1点、確認なんですけど、このエリアにはいわゆるマス釣り場はないんですよ。
水) 中川技師 議長	いわゆるマス釣り場はございません。 他に何かございますか。 特にないようでしたら、諮問の内容に異議がない旨知事に答申するという ことよろしゅうございますか。
委員一同 議長	(了 承) では、そのように決定します。 続きまして、諮問事項の(2)「内共第5号第五種共同漁業権遊漁規則 の変更について」を議題とします。 補足説明がありましたら、水産課からお願いします。
水) 中川技師 議長	<b>【資料2により説明】</b> 今水産課から説明いただきましたけど、何か御質問、御意見あります か。
安藤委員	芦之湖遊漁券の販売状況を見てますと、ほとんどの人がボート釣りなの で、恐らくその人たちにとってはあんまり利便性の向上はないのかなと思 うんですが、これはどちらかというと主に陸釣りの人を対象に考えている んですかね。
平田委員	芦之湖漁協です。それもありますけれども、ボートのお客様もボート店 で遊漁証を購入して釣りを開始をするんですけれども、今までは現金決済 のみだったんですけれども、このフィッシュパスはクレジットカード決済 もできますし、銀行振り込みもできますので、現金以外の決済方法も模索 して導入に踏み切っているというのも一つあります。
安藤委員	今の資料2の一番最後から2ページ目の絵なんですけど、これを見る と、フィッシュパス会員が結局は各販売店からフィッシュパスを購入する ような絵になっているんですけど、そういうことなんですか。
平田委員	これは違いまして、芦ノ湖の場合はフィッシュパスさんの方に遊漁者が 登録していただいて、芦之湖漁業協同組合一括、これは多分、アユの友釣 りのおとり屋さんだと思いますけど、芦ノ湖の場合、私たちのような各ボ ート店ではフィッシュパスは取り扱いません。今までどおりの一般の券売 りのみとなっています。
安藤委員	そうすると、このフィッシュパスを使う方は、そういう今までの従来の 販売店と関係なく、このフィッシュパスをやっている会社と組合さん本体 だけと繋がるっていうことですね。

平田委員 はい。実際にフィッシュパスを購入されて、ボートに乗るお客様も出てくると思いますので、その際、遊漁証をお持ちですかとこちらから聞いて、遊漁者の方がそのフィッシュパスと繋がっているスマートフォンの画面で提示していただくという確認方法で行う感じですね。

安藤委員 いや、意見というほどではないんですけど、今までのイメージだと監視員さんが回って、券が付いていると、今日も券付けているなという感じだったと思うんですけど、今度は画面を確認しないといけないんですね。

平田委員 そうなんですよね。

安藤委員 これを読んでいると、それがなくても近くに行けばGPS機能でその方がフィッシュパスをオンにしているかどうかを確認できるような書き方をしているんですけど。

平田委員 例えば、4名のうち1人がフィッシュパスを持っていて、残りの3名が普通の日券を持っているとしますよね。監視員側からすると、4人の中の誰がフィッシュパスを持っているかは、これだけ接近してるとわかりません。だから監視の手間は恐らくそれほど変わらないと思うんですけども、やっぱり遊漁者の利便性向上を図るのが一番の目的で導入を考えたわけです。

安藤委員 例えば、ボートで遠くにポツンという遊漁者の方がいたら、監視員さんはそこまで行かなくても大体画面でこれを持っているなど分かるんですか。

平田委員 そうですね、禁漁区の中に入ったりしているのも分かりますし、例えば、電源がオフになっていたりするとエラー表示と言って、何か赤色で表示されるらしいので、こちらの管理者から分かるそうです。

安藤委員 それじゃ利便性はあるのかもしれないですね。

平田委員 身障者券も全部、今準備していますので、その公平性っていう面でも恐らく問題ないと思われま。

安藤委員 分かりました。皆さん慣れれば、何か便利そうな感じですよ。

平田委員 はい、失敗もあると思いますけど。

議長 私からですが、これまでその販売手数料を幾ばくかの収入にしていたお店から何かありますか。

平田委員 今回フィッシュパスさんの手数料5%です。今までの店売りの手数料が大体6.6%位なんですけれども、組合からすれば、手数料を抑えられるっていう面で非常にありがたいんですけども、それに関して今まで私のお店なんかもそうなんですけども、一般のお店からの反対は今のところないで



す。

議長  
平田委員  
議長  
平田委員  
議長  
津谷委員  
平田委員  
安藤委員  
水) 中川技師  
安藤委員

いずれ全てこのフィッシュパスに移行する方が良いということですか。

多分それは難しいんじゃないかと理事会でも話は出てるんですけども。

ちょっと補助金の補助率というのは。

補助金ですが、確か 115 万円で、そのうちの 112 万円補助されたという話をしていました。

分かりました。他に何かございますか。

一つだけちょっと注意をしていただきたいと思うのは、GPS で位置情報を取得するというシステムになっているみたいですが、氏名、住所等も一緒に登録して位置情報を収集するということになると、これはもう個人情報そのものですので、相当デリケートな取扱いが必要になるんですけども、フィッシュパスさんのホームページとかを色々と拝見したんですけども、このフィッシュパスというものがGPS で位置情報を取得すると、どの時点から位置情報を取得することになって、どの時点でその位置情報の取得が無くなるということとか、そもそも位置情報を取得するということをはっきりと利用者に周知していただかないと、ちょっとプライバシーの問題とか出てくるので、その辺を業者さんに対して確認させていただいて、そのデリケートな扱いをきちっとしてください、周知してください、位置情報をあなたは取得されるんですよということをはっきり分かるような仕様で作ってくださいとか、アプリをですね、そこをお願いしたいと思います。

はい、分かりました。

私も今回初めて見たので詳しくはないんですけど、見た範囲では、その日のフィッシュパスをオンにしているときは位置情報が伝わって、オフにしている場合にはその業者さんにも伝わらないような感じで書いてあったんですけど、それでいいですか。それとは違うのですか。

こちらで承知している情報としては、漁場に入ってから個人でアプリを起動してGPS オンにした状態で初めて、位置情報が表示される仕組みになっています。それで、漁場の外にいる時については、GPS を例えばオンにしても、漁場から出た時点で自動的にその情報は表示されないようになるというふうに向っております。

その辺の区域の設定とか、技術的なことはよく分かんないんですけど、釣り場にはない限りは一応位置情報は取得できないっていう建前ではある

ということですかね。

平田委員 釣り場に入るときにオンにしてくださいっていうふうに謳ってるみたい  
です。

安藤委員 でもね、十分注意して対応していただきたいと思います。

平田委員 はい、十分注意したいと思います。

議長他に何かございますか。

ないようでしたら、本件についてこの内容に異議がない旨知事に答申す  
るということにしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

委員一同 (了 承)

議長 では、そのように決定いたします。

それでは、次に協議事項に移りまして、まず協議事項の(1)「全国内  
水面漁場管理委員会連合会令和4年の中央省庁提案項目案等について」と  
報告事項(1)の同連合会の令和3年度提案行動結果については関連して  
おりますので一括して議題としますので、事務局から補足説明がありまし  
たらお願いします。

事) 角田代理 議長 【資料3, 資料4, 資料6により説明】

ただいま事務局から説明がありましたけれども、何か御質問、御意見が  
ありましたらお願いします。

まず、本年度の提案行動結果とそれから来年度の提案項目案等につい  
て、御質問、御意見等でもどうぞ。

安藤委員 ちょっとその前によろしいですか。

この資料4のアンケート調査の位置付けがよく理解できないんですけ  
ど、もう1回説明していただけますか。

事) 角田代理 これは全国連合事務局から提案素案を検討してもらいたいということと  
併せてこの調査をやってもらいたいという連絡がありました。アンケート  
調査の内容については大体例年このパターンでやっています。

ですので、これは外来生物の被害状況を各県で把握してもらって、その  
結果を受けて必要な要望を各委員会の方で検討してもらいたい。その参考  
にしてもらいたいということで、まずアンケートを都道府県単位でやって  
もらって、それを全国の方で最終的には集計をしていきたいとそういう流  
れとなっています。

安藤委員 そうすると、来年度の提案の中に新しい要素を盛り込むなり、少し変え  
ていくなりするのを各ブロックが協議するに当たって、その参考にしてく  
れということですか。ですが、何かこれ見ると、集計結果は中央省庁に情

報提供いたしますので、御了承くださいというのが何かちょっと違和感があるんですけど。要はブロックで協議するためのたたき台を何で中央省庁へ出すのがよく分かんないんですけど。

事) 角田代理

ブロックで協議をして、最終的には全国連合会で取りまとめられますので、そうすると一つの要望書になるわけで、その要望書のバックグラウンドとして、被害の状況等をまとめたデータも参考に出しましょうということです。

安藤委員

資料4の7ページ辺りに早川漁協さんから芦ノ湖からの水が流れないためにどうだとか具体的な話が出てきたり、10ページが一番下のブロックなんですけど、養殖アユの改良してくれっていう、これも県内の問題なんですけど、こういうのが出てくるんですけど、このまま国に行くという話なんですかね。

事) 角田代理

全部そっくりそのまま行くわけではありません。実際、国に行く場合はこの中からいくつか項目が絞られたかたちで提出されます。具体的に申しますと、例えば、1ページ目の外来種の被害報告があった漁業権数だとか、実際の生物の状況だとか、また魚病については冷水病やコイヘルペスの状況だとか、そういった数値的な被害の状況の部分についてのみ、国の方には提出されるというふうに聞いております。

今委員がおっしゃった個々の組合さんの方の記載につきましては、それぞれの検討の参考にさせていただくということで国の方には提出はされません。

安藤委員

連合会の方には取り敢えず今申し上げたような項目、文章はそのままいくんですね。

事) 角田代理

ブロックの方にはいきます。

安藤委員

ブロックでまた全国に送るときはどうなるのですか。

事) 角田代理

そこはブロックの方の考えがあって、削除されることもありますし、そのまま送ることもあります。ですが、そこは国の方にはいきません。

安藤委員

あまりにも県内の問題が書いてあったんで、気になったものですから、はい、分かりました。

議長

それでは、行動結果とそれから来年度の提案項目等について、御質問、御意見等ありましたらどうぞ。

結果については了承していただくしかない、資料3の2ページ目について、この委員会として賛成なりしてよろしいかどうかですが。

津谷委員

資料3の2ページの変更の部分を見ると実質的にはあまり前回と内容に

差がないように見えるんですけども。

毎年多分同じような質問が何回か続いて多分同じような回答が続くかたちで、推移してるのかなっていう推測なんですけども。これ少し別の質問の仕方をして、少しこの対応を進めるようなことってのはできないんですかね。

例えば、資料6の外来種の関係の1-3ページの4番目、「新たな水域で特定外来生物が発見された際に、効果の高い早期の対応を行うため、柔軟に使用可能な予算の確保や調査及び駆除への支援等、国が速やかに対応する枠組みを構築すること」という提案要望して、それに対しては農水省は内水面水産資源被害対策事業で支援しているという回答を多分ずっと続けているのかなという気がするんですけども。

これでは4番のこういう使い方ができなくて、これじゃ間に合わないの、こういう予算の組み方をしてくださいっていう具体的な何か提案ができないんですかね。

議長

回答はありますか。

事) 角田代理

予算的にはある程度あるのかもしれないですが、動かせるように常に準備をしておいてもらいたいし、そちらの方の連絡体制などをきちんと常に用意しておいてもらいたいということと、調査については機動的に発生する場合はないようでありますけれども、根本的な話でございますので、きちんと心掛けてもらいたい。そういうことですから、繰り返し繰り返し、ここに限らず他の項目でもそうなんですけど、いくつか予算措置をされていたり、ある程度組織もできているところもありますが、いずれもかなり根本的な問題ではありますので、こういったことを毎年きちんと提案し続けていって、準備しといてもらうっていうことをお願いし続けるってことが重要だというようなことで、全国連合会の方が提案要望した場合、話の中で繰り返し繰り返しになるが是非意識してちゃんとやっと思ってもらいたいんだというところの要望だというふうなことで続けています。

委員おっしゃるとおり少し変えた方がいいのかと思うところもありますけど、具体的にはそういった感じになります。

津谷委員

内水面水産資源被害対策事業をやっているんだということをしきりに言っているんですけども、これの使い勝手ですとかね、多分これは使い道が相当限定されるんじゃないですかね。この使い勝手がどうかとか、そういうことも提案したらいいのかなという気がします。

事) 角田代理

今、この事業の細部の資料がございませんので、内容を水産課に確認す

るなどして、もし何か必要があるならば、提出する際に考えていきたいと思えます。

津谷委員

毎年同じようなことを聞いて、また同じことを答えるんじゃないかと、やっぱり話を進めていくような形で、できたら提案を出していただいた方がいいのかなという気がします。具体的にどうしようかと言われると私は言えないんですけど。

安藤委員

外来魚駆除についての項目は従来と変わってないような感じですが、資料3の6ページの栽培養殖課からの指摘がすごい気になるんですけど。ここには、外来魚駆除事業が求められるのか疑問であると国の担当である栽培養殖課さんが言っているんですけど、これって何かものすごいこと言っているんですね。国の水産研究所の研究結果や見解とこの意見を並べてどこかに出したら、ものすごい矛盾が生じると思うんですね。この指摘が文書で来たんだか何だかわからないんですけど、これはちょっと何かこう連合会として文句言ってもいいぐらいの内容じゃないかなと思っているんですけど。

議長

担当者によっては内水面漁協に敵対心を持っている方の御意見を拝聴する方もいるということで、皆が皆、内水面漁協の味方に立って施策をするわけではないということは承知の上で、これぐらいの反発はしておかないと良くないという結果がこれだというふうに御理解いただければと思います。

事) 角田代理

水産庁から電話がありまして、3点ほど話がありましたので、水産庁に確認とった上で文章としました。3月だったので、もう翌年度の要望を作るには時間が間に合いませんから、参考に役員県に対して配ったという経緯でございます。ここに書いてありますとおり、水産庁としては事業の実績報告書を見ても形骸化している部分があるので、ちょうど要望を検討する時期ではないかと思い、言ってきたのですが、要望検討時期にはもう間に合いませんのでこうした対応をしたということでございます。

安藤委員

分かりました。内容がマンネリ化しているというのは、私の感覚では場所によってあるのかなと感じているところです。それはそれとして予算要望していただく国の担当の方がこういう意見をお持ちで、しかも外へ向かってそれを発信するというのは本当にどうかと思うんですけど、その辺は我々の立場でやり取りできるわけじゃないので、もし文書でのやり取りできなければ、全国連合会と水産庁さんとの意見交換の場で意見として、こういう発言はどうかのっていうことを直接言ってもいいのかなという気

はしています。それは意見です。

議長                    そういう意味も込めてこういうやりとりをしたということだと思いま  
す。

                          他に何か御意見ないようでしたら、行動結果報告について了承し、提案  
項目案については事務局案を了承するというところでよろしゅうございま  
すか。

委員一同               (了 承)

議長                    では、また資料4のアンケート調査結果については、これを全国連合会  
に提出したいということによろしゅうございますね。

委員一同               (了 承)

議長                    それでは続きまして、協議事項2の令和3年度全国内水面漁場管理委員  
会連合会、今年ブロック協議会におけるブロック内照会・協議事項につ  
いて、事務局から補足説明お願いします。

事) 角田代理           【資料5により説明。書面決議を会長・副会長の協議に一任を提案】  
議長                    まず東日本ブロック協議会への照会なり、協議希望議題についてです  
が、特にありましたら御発言をお願いしたいと思いますが、なければ、ま  
たこれは毎年やっておりますので、来年に向けてまた何かありましたら、  
御検討していただくとありがたいです。今の時点では、ございません  
か。

安藤委員               資料3の9ページ、神奈川県の下4行に、東日本ブロック協議会で来年  
度の国への要望事項にこの解釈拡大の内容を求める内容を盛り込むような  
提案があったがというのがあります。要は遊漁料の徴収に対して、いわゆ  
る漁業権対象魚種を明確に目的としているもの以外は徴収しない。それを  
ただ現場では軋轢があるので、その拡大解釈するかしないかっていう昔か  
らの課題ですけど、ここをできれば、書面でも再度議論していただければ  
なという気がするのですが。

議長                    神奈川県としてもう一度ということですか。

安藤委員               そうですね結構現場の方、混乱しているような気がするのです。

議長                    どうでしょうか。

安藤委員               去年は書面開催で議論が進まなかったみたいで、改めて投げかけといた  
方がいかなと思っています。

事) 角田代理           その件ですが、今回国から3月に意見も出ましたし、去年の東日本ブロ  
ックの中で議論になりましたが、ちょっと議論が途中で止まってしまった  
経過がありました。それで本年度どうするつもりなのかを開催県である東

京都に話を聞いてみましたところ、去年この件について議論をしようと考えていた県と事前にちょっと意見調整をしたところ、今回も書面開催になってしまうので、恐らく良い議論ができないだろう。皆さんが顔を合わせたところでやらないと、また結果継続で終わってしまうと考えられるので、今年は見送りたいってということで、去年の提案県や開催県で話が進んでいるようでございます。

ですので、私もこの意見を書いた者として、また国の意見を今年3月に受けた者としても是非、議論していただきたいところではあるのですが、去年提案していた県や開催県がそういう考えですので、ちょっと今回、事務局としては見送ったところでございます。

安藤委員

分かりました。この問題はもう昔からずっともやもやしたままで、現場では実際トラブルがあちこちで起きてるのも耳に入ってきますので、是非何かすっきりさせる、これは法改正が必要だと思うんですが、何か議論の俎上に載せて解決の方向に動き出すと良いなあと思っていますので、今回も見送るなら見送るといって仕方がないんですけど、そういう意見もあるということだけ御承知いただければと思います。以上です。

議長

これは大きな問題として、皆で検討しなきゃいけないよねという認識は皆さん持っておられると思います。

では、今回は照会事項なしということと、書面決議を私と副会長にお任せいただくということによろしゅうございますか。

委員一同

(了 承)

議長

次に、報告事項の(2)と報告事項の(3)、これはそれぞれ決定された事項の公報掲載の報告ですので、よろしゅうございますね。

委員一同

(了 承)

議長

以上で、用意した議題は終わります。

その他のその他ということで、委員の皆様、何か御発言がありましたら、お願いしたいと思います。

ちょっと私からいいですか。来年度予算に関連すると思うのですが、シラスウナギにマイナンバーなんてとか新聞に出ていたのですが、何か情報がありましたら教えていただきと思います。

水) 小川GL

シラスウナギにつきましては、流通適正化法に基づいて取扱業者等の番号を振るといってお話が来ています。

国の説明会で水産課も話は聞いておりますけども、具体的に例えば協議会を立ち上げるとか、そういう話までには至っていないので、まだ説明を

聞いて準備をしているというところです。流通適正化法については、シラスウナギ以外、要はナマコやアワビですとか、その他の水産動物も絡んでくる市場の流通全体を絡める話なので、全体の中での説明を受けている状態ということになります。以上です。

議長

アワビに番号を付けるのは分かるんですが、シラスウナギには番号を付けられないだろうと見ていたのですが、そういうことではないんですね。

水) 小川GL

多分、取扱いのロット毎に番号を振って、それが引き継がれていくようになるようです。現場からはあまり煩雑にならないようにというような要望が国には出てるというふうには聞いております。

滝口事務局長

それに関連しまして、法律は来年の12月から施行されます。まずは、アワビとナマコが先行して行われ、シラスウナギにつきましては、周知期間を設ける必要があるということで、またその後というふうに伺っております。

議長

その辺、また情報が入りましたら説明をお願いしたいと思います。  
他に何かございますか、事務局、水産課からはどうですか。  
ないようでしたら、これで第9回の委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。